



法務省民二第821号

平成19年4月2日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登録免許税法第4条第2項及び租税特別措置法第74条の2の規定に基づく  
登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の  
様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省住宅局長から民事局長あて照会  
があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取  
り計らい願います。



国住資第111号  
平成19年3月27日

法務省民事局長 殿

国土交通省住宅局長

登録免許税法第4条第2項及び租税特別措置法第74条の2の規定による登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の様式について（照会）

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の施行に伴い、登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第4条の5及び租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第26条の2の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式を下記のとおりとしたいので、登記手続上これで差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

記

1. 登録免許税法施行規則第4条の5の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式
  - ・別紙1（事務所用不動産用）
  - ・別紙2（直接融資・個人用）
  - ・別紙3（直接融資・法人用）
  - ・別紙4（年金債権譲受業務用）
2. 租税特別措置法施行規則第26条の2の規定に基づき国土交通大臣が発行する証明書の様式
  - ・別紙5（債権譲受業務用）

(事務所用不動産用)

登録免許税の非課税の適用を受ける不動産である旨の証明願

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者

下記記載の不動産は、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当することを証明願います。

記

不動産の表示

---

証 明 書

上記の不動産は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第一号に規定する不動産に該当することを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

登録免許税法別表第三の十九の二の項に係る証明申請書

八 不動産の表示

国土交通大臣 殿

平成 年 月 日

申請者 住所 氏名 印

独立行政法人住宅金融支援機構の債権を担保するために、下記記載の担保の目的についてなされる下記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨証明いたされたく、添付書類を添えて申請します。  
なお、当該登記は、当該登記の完了後まで、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。

記

一 登記の目的

二 債務者

三 債権額

四 独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号) における該当条文

- 第13条第1項5号  第13条第1項6号  第13条第1項7号
- 第13条第1項8号  第13条第1項9号  第13条第2項1号
- 第13条第2項2号  附則第7条第1項第1号  附則第7条第2項第1号

五 公庫が資金の貸付けに係る申込みを受理した日 (機構法附則第7条第2項第1号に該当する場合)

六 家屋の新築、取得又は建築年月日 (機構法附則第7条第2項第1号に該当する場合)

七 添付書類

- 借入申込書
- 家屋の新築、取得又は建築年月日が判る書類 ( )
- その他 ( )

上記の登記の申請を行う方針であることを確認します。

平成 年 月 日

東京都文京区後楽1丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印

証 明 書

上記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に規定する登記に該当することとを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

(直接融資・法人用)

登録免許税法別表第三の十九の二の項に係る証明申請書

九 添付書類

- 借入申込書
- (商業) 登記簿原本
- その他 ( )

- 家屋の新築、取得又は建築年月日が判る書類 ( )
- (商業) 登記簿抄本
- 履歴事項全部証明書

国土交通大臣 殿

住所  
 申請者 名称  
 代表者

平成 年 月 日

十 不動産の表示

独立行政法人住宅金融支援機構の債権を担保するために、下記記載の担保の目的についでなされる下記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨証明いたされたく、添付書類を添えて申請します。  
 なお、当該登記は、当該登記の完了後まで、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。

記

一 登記の目的

二 債務者

三 債権額

- 四 独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年法律第82号) における該当条文
  - 第13条第1項5号
  - 第13条第1項6号
  - 第13条第1項8号
  - 第13条第1項9号
  - 附則第7条第1項第1号
  - 附則第7条第2項第1号
- 五 公庫が資金の貸付けに係る申込みを受理した日 (機構法附則第7条第2項第1号に該当する場合)

上記の登記の申請を行う方針であることを確約します。

平成 年 月 日

東京都文京区後楽1丁目4番10号  
 独立行政法人住宅金融支援機構  
 理事長 印

六 家屋の新築、取得又は建築年月日 (機構法附則第7条第2項第1号に該当する場合)

証 明 書

七 債務者の資本金の額 (普通法人の場合)

平成 年 月 日

上記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に規定する登記に該当することを証明する。

八 登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する理由

- 債務者が法人税法第2条第9号に規定する普通法人ではない
- 債務者が法人税法第2条第9号に規定する普通法人のうち資本金の額が5億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社ではない

国土交通大臣 印

登録免許税法別表第三の十九の二の項に係る証明申請書

六 不動産の表示

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住所  
申請者 名称  
代表者 印

独立行政法人住宅金融支援機構の債権を担保するために、下記記載の担保の目的になされる下記  
の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に該当する旨証明いただきたく、添付  
書類を添えて申請します。  
なお、当該登記は、当該登記の完了後まで、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に  
該当する理由に変更がないこと及び当該登記の申請を行う方針であることを併せて権約します。

記

一 登記の目的

二 登記の原因

三 当事者

四 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）における該当条文  
附則第7条第1項第3号

五 添付書類

- 債権譲渡契約書
- 譲渡債権明細書（譲渡債権に係る債務者名が記載されているもの）
- その他（ )

証 明 書

上記の登記は、登録免許税法別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号に規定する登記に該当すること  
を証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

租税特別措置法第74条の2に係る証明申請書

七 不動産の表示

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住所 氏名 印

独立行政法人住宅金融支援機構の金融機関から譲り受けた債権を担保するために、下記記載の担保の目的についてなされる下記の登記は、租税特別措置法第74条の2に該当する旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記は、当該登記の完了後まで、租税特別措置法第74条の2に該当することに変更がないことを併せて確約します。

記

一 登記の目的

二 債務者

三 債権額

四 金融機関が当該債権に係る資金の貸付けの申込みを受理した日

五 家屋の新築又は取得年月日

六 添付資料

- 借入申込書
- 家屋の新築又は取得年月日が判るもの ( )
- 金融消費貸借契約書
- その他 ( )

上記の登記の申請を行う方針であることを確認します。

平成 年 月 日

東京都文京区後染1丁目4番10号  
独立行政法人住宅金融支援機構  
理事長 印

証 明 書

上記の登記は、租税特別措置法第74条の2に規定する登記に該当することを証明する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 印

法務省民二第820号

平成19年4月2日

国土交通省住宅局長 殿

法務省民事局長

登録免許税法第4条第2項及び租税特別措置法第74条の2の規定に基づく  
登録免許税の非課税の適用を受けるために国土交通大臣が発行する証明書の  
様式について（回答）

本年3月27日付け国住資第111号をもって照会のありました標記の件につい  
ては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。